

## クレーンの運転の業務特別教育開催のご案内

労働安全衛生法第59条、クレーン等安全規則第21条の規定に基づき、つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転の業務に労働者を就かせる時は、事業者はその者に対して当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっております。(移動式クレーン、デリック及び建設用リフトは除く)

当協会では、クレーンの運転の業務特別教育(学科及び実技)を下記により計画致しました。貴事業場におかれましては、未修了者を早急に受講されますようお願い致します。

講習日時 会場	9月28日(土)	学科	8:00~17:40	一般社団法人 太田労働基準協会 2階講習室
	※終了時間は実技講習の説明等により多少前後いたします。			
	9月29日(日)	学科	8:00~9:00	坂本工業(株) 別所工場 3階研修室
		実技	9:00~13:00	坂本工業(株) 別所工場 工機職場
募集人数	50名 定員になり次第、または9月18日(水)17時に締め切ります。			
受講料金	会員事業場 14,300円 【内訳】 講習料 ¥13,000 + 消費税 ¥1,300 + テキスト代 (無料)			
	非会員事業場 16,005円 【内訳】 講習料 ¥13,000 + 消費税 ¥1,300 + テキスト代 ¥1,550 + 消費税 ¥155			
※会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。				
申込先 (お問合せ先)	一般社団法人 太田労働基準協会 〒373-0817 TEL 0276-46-5774 群馬県太田市飯塚町87-1 FAX 0276-46-1544			
申込方法	①受講人数を電話等で協会に連絡し、仮予約をお取りください。 ②申込書に必要事項を記入し、講習日の <u>1週間前までに</u> 協会に郵送又はご持参ください。 郵送される場合(現金書留含む)は、 <u>返信用封筒(84円切手貼付)</u> を同封してください。 受講券・案内図等をお送りさせていただきます。 ※講習日の1週間前までの申込取消は、受講料の返金(振込の場合は手数料控除)をいたします。			
支払方法	受講料金を下記のいずれかの方法により、講習の <u>1週間前まで</u> にお支払いください。 ・協会に持参 受講料と申込書を当協会までご持参ください。 ・現金書留 受講料と申込書と返信用封筒(84円切手貼付)を同封の上、ご郵送ください。 ・銀行振込 申込書を協会に郵送又は持参し、受講料は下記口座に振込してください。 <b>【振込先】 群馬銀行 太田支店 普通預金 No.2143059</b> 一般社団法人 太田労働基準協会 ジャオカワトウキジユンキョウカイ ※振込手数料は、お申込者にてご負担ください。			
その他	○遅刻は認められませんので、ご注意ください。 ○外国籍の方が受講される場合は、当協会に受講資格等を詳しくお尋ねください。受講できる場合は、別紙、 <b>会社の就労証明書と外国人語学力自己申告書と在留カードの写し</b> をご提出ください。 ○実技講習について ・作業服(長袖)・ヘルメット・安全靴・軍手を着用ください。 ○令和5年10月からのインボイス制度の導入により、受講料を銀行振込で納入された場合、すべての事業場(個人含む)に <b>領収証をお渡しいたします</b> (領収証の必要の有無にかかわらず)。講習日の初日に受講生にお渡しいたしますが、複数の受講生がいる場合は、受講番号の最も早い方にお渡しいたします。 講習日より前に請求書が必要な事業場は、ホームページのお問い合わせのフォームより、講習名と請求書希望の旨をメールでお送りください。後日、お送りいただいたメールアドレスにPDFファイルの請求書を送信いたします。詳しくはホームページをご確認ください。 ○本講習の学科の会場は土足禁止のため、備え付けのスリッパに履き替えていただいております。ご自身のスリッパをご持参されても構いません。			

